

秋田県青少年健全育成審議会 平成29年度第2回環境浄化部会 議事概要

日時 平成29年11月14日（火）午前10時30分～午前11時58分

場所 秋田県議会棟2階 特別会議室

1 出席者

○ 秋田県青少年健全育成審議会委員（敬称略、五十音順）8名

石川 信	秋田県書店商業組合 監査役
石塚 弘子	秋田県警察本部生活安全部少年女性安全課少年サポート係長
小椋 富二	秋田県立大曲高等学校 校長
鈴木 朋子	元秋田県高等学校PTA連合会 副会長
関谷 益実	秋田少年鑑別所 所長
高橋 秀晴	秋田県立大学 教授
中島 亜花莉	秋田県BBS連盟 会員
三浦 基	青少年育成秋田県民会議 会長

○ 事務局

次世代・女性活躍支援課

主幹（兼）班長	藤原 淨
同課主幹	大島 ヒロ子

2 議事（審議）

○ 優良図書1冊、有害図書5冊を諮問。

【優良図書】

○ 優良図書から審議しますが、これに関しては事前に審査していただいております、全ての方が優良可とされております。

補足意見として

- ・若手バツタ研究者の奮戦記だが、広義の文学として捉えることができる。ある評論家は、文学が人生と社会の目的を定義すると述べている。その意味で本書を吟味していくと、著者は人生の目的を自分の夢の達成を通して社会に貢献することであると考えることが分かる。良書である。読みやすく書かれてあり、大勢の人々に読んでもらいたい本である。
- ・「好き」を仕事に出来る人はあまりいない。でも、「好き」を粘り強く貫き通すことで、周りに認めてもらうまでになった著者の思いと行動力を子ども達に知ってほしい。
- ・様々なことが思い通りにならない中で、著者がたくましく生きる様子が描かれていて良い本だと思う。文章にユーモアがあり、文体もカジュアルで、子どもにと

っても読みやすい本だと感じた。

とありました。

秋田県の秋田中央高校の卒業生ということもあり、本県の子ども達にとって、身近な人が夢に向かって進んでいることは大きな励みにもなり、良い影響が期待できると思います。

それでは、「バッタを倒しにアフリカへ」を優良図書して推奨したいと思います。

皆さん、他に御意見等ございますか。

→ (全委員) 異議なし

### 【有害図書】

○ 次は、有害図書ですが、今回は5冊です。

～有害図書審査～

○ 有害図書の審査が終わったようですので集計結果をお願いします。

→ (集計担当委員)

全員が有害と意見が一致したのは、1番、3番、5番の3冊です。

意見が分かれたのは、2番と4番です。

2番については、空白が2人、指定対象外が1人、指定対象が4人でした。

意見としては「デザイン画集だから」「明らかに有害と感じるが審査基準のどの条文に該当するか不明」「日本では刺青は反社会的勢力の象徴として使われることもあるが、刺青が直接暴力につながるわけではない」「裸体の写真が並んでいるが、性器を露出しているわけでもなく、あくまで芸術として扱われている」という意見がありました。

次に4番については、指定対象外が1人、指定対象が6人でした。

指定対象外の御意見は「歴史、史実に基づいている」ということでした。

○ 全員一致で有害指定要とした、1番、3番、5番の3冊については指定の必要ありとします。

意見の分かれた2番と4番について、審議したいと思います。

始めに2番・刺青爛漫についてです。デザイン状の問題ではないか、条文のどこにあてはまるのか、刺青と暴力は直接つながらないという意見を頂いております。

今までも出てきている問題ですが、刺青問題は日本では未だに公共の温泉施設に入れないとか、青少年にとっては好ましくないという判断で、今までは指定の要ありとしてきた経緯がありますが、状況も変わってきていますので御意見ををお願いします。

→ (委員)

私はどの条文にあたるかわからないので空白にしました。

青少年については、一時の判断で刺青を入れてしまい、その後の人生に影響を与えてしまうという意味では望ましくないと思います。

ただ、条文の中でどの部分にあたるのかなと思いました。

- 条文として(2)ア、イ、ウにあたるといえますが、刺青が直接反社会的勢力といえるのかということになります。

→ (委員)

私もどの条文に当てはまるか迷いました。

もし繋げるとしたら、(2)アの暴力的な描写、という部分だと思います。しかし、確かに日本で刺青は反社会的団体と結びつけられやすいのですが、刺青自体が直接暴力とイコールではないので、指定図書にするまでではないのかな、と感じました。

また、この本に限って言えば、解釈の問題があると思います。この入れ墨の写真を見て、少年がかっこいいな、と思って興味を持ってしまったら確かに問題になってしまうかもしれません。しかしこの本では入れ墨をあくまでも芸術として紹介しているので、指定図書にするのは難しいと感じました。

- 芸術として紹介しているかどうかというのも意見が分かれるところだと思います。

出席している委員の中では若い年代の方は、刺青やタトゥーということに関してあんまり抵抗はありませんか。

→ (委員)

私は以前欧米に留学していた経験があるので、刺青自体に抵抗はありません。日本のよくある入れ墨とは違い、もっと局所的で軽いものですが、若い世代がファッションとして楽しんでいる、という印象があります。日本でもファッションとしての刺青の話聞いたことはあります。

→ (委員)

昔の私は指定無しとしていたと思います。この本は芸術としても見れると思います。

これまでの刺青の本と違って、連絡先等の記載もないのでとても迷いました。

日本の刺青と海外の刺青の違いは、未だに日本は刺青が反社会的勢力と言われる人達が入れているので、その姿を格好いいと思って入れてしまう若者がいるのではないかと思います。そのため、勧めたくない本だと思い、総合意見として指定要としましたが、個別項目では審査が出来ませんでした。

- 直接反社会的勢力等と現状の日本としては強く結びついているといえるので、悩ましい判断であったということです。

→ (委員)

私は指定要としました。

海外では、彫っている人には抵抗がないのだと思います。

それに対して日本は、未だに抵抗が強く、これから時代の流れで市民権を得るかわかりませんが、今の段階で判断しますと、圧倒的に違和感を持つ人が多いというのが一つです。それから、芸術というお話しがありましたが、写真の並べ方に工夫があるわけでもなく、最初から最後まで広告もなく並べられています。誰が見るのか、どういう人が強い興味を持って見るのかという点や、何の説明もなく、刺青

の写真に限定されています。解釈によっては芸術という見方もあるのですが、私としては本を作った意図が今一つ理解できません。あえて興味を持つ人がいれば、彫ることを職業にする人が、今度はこういう作品もあるなどか参考材料にすると思いますが、一般の人が興味を持って手にするかと言えば、私は疑問に感じます。そのような意味で、指定要としました。

- 芸術性と考えるには無理があるということですね。

高校の現場では、刺青やタトゥーというのは校則で禁じられていますか。

→ (委員)

そうですね。刺青はあり得ないということです。

ピアスは、海外では日常茶飯事とはいえ、学校現場では男女にかかわらずですが、夏休みに空けた耳たぶの穴がふさがらずに指導の対象になるということは時々あります。

学校現場では、刺青やタトゥーはとんでもないという解釈ですし、ピアスも容認しているところはありません。

- ありえないということで、校則で明文化はしていないということですね。

→ (委員)

校則に入れている学校もあるかもしれませんが、校則に書いていようとしまいとこれは許されないということで生徒指導はしています。

- ピアスの場合は、穴はふさがりますが、もし刺青がわかった場合には消しようがないので、処分や指導はとても難しいことだと思いました。

→ (委員)

私はデザイン画集とも見れるので空白にしました。

刺青ということで議論になっていますが、本だけを見た場合はデザイン画集といえます。一般の人は、この本はあっても見ませんが、美大等で研究する学生等は買われる方もいらっしゃると思います。これまでの刺青の本と違って、デザインに絞っていますので、今回の本は対象外になるのではないかと思います。

- 今回の本はこれまでの刺青の本とは違い、連絡先等の導きはない。これまでは反社会的勢力や刺青を入れる連絡先の掲載があったので、そこがこれまでの本との違いになるといえます。

→ (委員)

この本によって、刺青に興味を持ってしまう者もいると思います。

彫り師を探して連絡をとった際に、必ずそのような組織が後ろにいて、そのような組織とつながりかねない入り口になると思います。

反社会的な組織に入ったという意味で刺青を入れる人が大半です。一度そちら側に行って刺青を入れた人は、更生を考えた場合に、刺青が入っているからもう戻れないという思いになるとも考えられます。

そのようなことを思うと、この本の成り立ちがそのような社会にいた人たちということを考えてしまいます。

→ (委員)

私は指定要としました。

条文は(2)アの暴力の部分に当てはまると思います。

この本を見る人は、反社会的勢力に憧れたりする人が多いと思います。この本の刺青は、ファッションとはいえないものと感じます。彫り師の紹介の記載がありましたので興味を持った人は、連絡をしてみようと思うのではないかと思います。

他の委員の方から入り口という意見がありましたが、私もこの本をきっかけに興味を持つ人がいるのではないかと思います。指定要にしました。

○ どの条文にあたるか、事務局としての考えをお願いします。

→ (事務局)

条文(2)アに当てはまると考えています。

正しい判断を十分に出来ない青少年が憧れたり、自己顕示するための一つの表現につながっていく可能性があると考えました。

→ (委員)

今回の5冊の中で、最も時間をかけて読みました。

このような本を、1,600円で読めるのはすごいなと思いました。

刺青の出発点を考えた時に、罰として人間の肌を傷つける行為が刺青であり、刺青は反社会的勢力という印象が強く、若者には必要のないものだと考え、否定すべきものと考えます。

○ 2番については、2人が指定外で、それ以外の方は指定要です。

刺青の関連の本は、これまでもあり、今まではあまり審議が紛糾しませんでした。状況が少し変わってきていることと、この本自体が芸術性やデザイン性があり反社会的勢力とのつながりがこれまでの本と比べると薄いのではないかとということで議論が分かれました。

教育現場や青少年の補導の現場、鑑別所やPTAの観点から考えた場合、もう少し時間が必要というように感じました。少しずつ状況は変わってきていますので、その都度立ち止まって、審議することは必要であると思います。

現段階では、審議会として指定外とするのはまだ時期尚早かなという印象を受けました。色々ご意見頂きましたが、今回に関しては、指定要とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

→ (全委員) 異議なし

○ 次に、4番のマンガ実録！死ぬほど怖い人体実験の世界史です。

これは1人が指定外、それ以外の方が指定要としています。

1人の方が、歴史、史実性に基づいているということでした。

→ (委員)

確かに、積極的にこれを読みなさいという本ではありません。

実際にあったことであり、日本でも過去には人体実験が行われたと言われていません。

事実に基づいていることですので、指定外にしました。

→ (委員)

私も迷いました。

例えば「はだしのゲン」や戦争をテーマとしているものは、戦争を繰り返さないという意図が含まれているが、この本は残虐性に焦点が当てられているように感じました。そのため、指定要としました。

- 事実ではあるが、その背後に残虐性をあおるという意図が透けて見え、残虐性を助長する危険性はあるというご指摘でした。

→ (委員)

私も指定要にしました。

本の中にありましたスタンフォードについては、私が初めて知ったのは高校の英語の授業で、服装が人間の心理に多大な影響を与えるという内容の大学入試の問題だったと思います。これ以上実験を続けると人格が崩壊するという内容で、テレビでも放映されていました。

この本は、ある意味客観的に、かなりグラフィックに描かれておりますが、何のために描いているのかが釈然としません。ただ、事実のみを描き続けていることに着眼すると、そこには何らかの意味があると考えられます。一種の価値判断をしていないが故に残虐性の方が全面に出てきてしまうと思います。

大人であれば、望ましくないと判断できますが、まだ人格的に完成していない青少年が見たときに、ともすると人間の暗いアングルに惹かれることも考えられます。事実であっても、教訓を読みとれるかというところまでは期待できないといえますので、そのような意味で指定要と判断します。

- 名古屋大の学生が人を殺してみたかったという理由での事件や、動物を虐待して事件を起こしたということもあります。そのような事件とこのような本が関係あるかどうかというのは別途検証が必要とはいえ、可能性としてはそういう刺激になり得るのではないかというご指摘でした。

残虐的な青少年の事件というのは、近年増えているあるいは秋田県では増えているというのはわかりますか。

→ (委員)

残虐性にスポットを当てた数字はありません。

暴行や傷害の統計はとっています。凶悪犯等は増えていません。

- 参考文献として、世にも奇妙な人体実験の歴史 (文藝春秋)、人間はどこまで耐えられるのか (河出書房新社)、自分の体で実験したい一命がけの科学者列伝 (紀ノ國屋書店)、狂気の科学―まじめな科学者たちの奇態な実験 (東京化学同人) としてあげられています。そこに、どのように価値判断が働いているのか、どうなのかという

こととなりますが、かなり慎重に判断すべきかなと思います。

現段階では、かなり危険な感じがする又は誘発する可能性が高いという意見が多いので、今後もまた考えていきながら、今回の「マンガ実録！死ぬほど怖い人体実験の世界史」は指定要という結論になろうかと思います。

それでは、ただいまの審議を得て、結論ですが、諮問された5冊について、いずれも有害指定として必要ありと結論を出して、知事に答申することとします。

よろしいでしょうか。

→（全委員） 異議なし